

佐 本 交 企 発 第 8 6 号
佐 本 規 制 発 第 9 7 号
令 和 3 年 4 月 2 7 日

交通部内各所属長 殿
各 警 察 署 長

保 存	30年(令和34年3月31日まで)
有 効	令和34年3月31日まで
企画第一係	

交 通 部 長

電動キックボードに係る産業競争力強化法に基づく特例措置について（通達）

国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和3年内閣府令第28号。以下「特例府令」という。）、国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令（令和3年内閣府・国土交通省令第1号。以下「特例命令」という。）及び国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令に規定する小型電動車に係る国家公安委員会が定める基準を定める件（令和3年国家公安委員会告示第14号。以下「告示」という。）については、令和3年4月8日、公布・施行された（別添1及び2）。

その趣旨、内容等については下記のとおりであるので、対応に誤りのないようにされたい。

なお、「「立ち乗り電動スクーター」に係る特例措置について（通達）」（令和2年10月19日付け佐本交企発第171号ほか）については、廃止する。

記

1 制定の経緯

電動キックボードについては、令和2年9月30日、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車に該当し、一定の条件を満たす電動キックボードの普通自転車専用通行帯における通行を可能とするため、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「標識標示令」という。）の適用に関する規制の特例措置を設けたところである。

令和3年1月25日、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、事業者より経済産業大臣に対して、電動キックボード

を小型特殊自動車と位置付け、ヘルメットの着用義務を任意とし、自転車道の通行を可能とするなどする新たな規制の特例措置の整備の求めがなされた。

法第6条第3項の規定に基づき同大臣から当該特例措置の整備の要請を受けた国家公安委員会及び国土交通大臣は、所要の検討を行い、別添3のとおり、一定の条件を満たす電動キックボードについて、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）及び標識標示令の適用に関する規制の特例措置を設けることとしたものである。

2 特例措置の内容

(1) 特例措置の対象となる電動キックボード

ア 内容

今回の特例措置の対象となる電動キックボードは、

- 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車（道路交通法第2条第1項第11号に規定する軽車両、同項第11号の3に規定する身体障害者用の車椅子及び同項第9号に規定する歩行補助車等を除き、下記(ア)及び(イ)に該当するものに限る。)

であって、かつ、

- 法第2条第3項に規定する新事業活動に係る新事業活動計画として法第9条第1項の認定（法第10条第1項の認定を含む。）を受けたもの（特例府令各号のいずれにも該当するものに限る。以下「認定新事業活動計画」という。）に従って貸し渡されている

ものであり、さらに、

- 認定新事業活動計画に記載された当該新事業活動を実施する区域（以下「実施区域」という。）内の道路を通行している

もの（以下「特例電動キックボード」という。）をいう。

なお、実施区域については、法第9条第6項の規定により認定新事業活動計画の内容を経済産業大臣が公表する際に、別途連絡する。

(ア) 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

- a 長さ 140センチメートル
- b 幅 80センチメートル
- c 高さ 140センチメートル

(イ) 車体の構造は、次に掲げるものであること。

- a 原動機として、電動機を用いること。
- b 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
- c 運転者席は、立席であること。

イ 留意事項

当該認定新事業活動計画に従って貸し渡されたものでない電動キックボードや、当該認定新事業活動計画に従って貸し渡されている電動キックボードであっても、実施区域の外を通行するものについては、今回の特例措置の対象とならないことに留意する必要がある。

(2) 府令の規定の読替え

ア 内容

特例府令により、特例電動キックボードに対しては府令が読み替えられ、下記(ア)～(ウ)の特例を受けることとなる。

(ア) 車両区分に係る規定の読替え（府令第1条の2及び第2条関係）

レール又は架線によらないで運転する車であって、軽車両、身体障害者用車椅子及び歩行補助車等以外のものが原動機付自転車に該当することとなる基準は、用いる原動機が大きさが

- 二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については0.050リットル、定格出力については0.60キロワット以下であること

- その他のものにあつては、総排気量については0.020リットル、定格出力については0.25キロワット以下であること

と規定されている（道路交通法第2条第1項第10号及び府令第1条の2）ところ、特例府令により、特例電動キックボードは「その他のもの」として、

- 総排気量については0.020リットル、定格出力については0.25キロワット以下である特例電動キックボードは原動機付自転車

に該当し、

- 総排気量については0.020リットル、定格出力については0.25キロワットを超える特例電動キックボードは自動車

に該当することとなる

なお、今回貸し渡される電動キックボードは、すべて定格出力が0.25キロワットを超えることとなる見込みである。

また、府令第2条の表大型特殊自動車の項においては、特殊自動車であつて小型特殊自動車以外のものについては大型特殊自動車に該当することとされているところ、特例府令により、特殊自動車に自動車に該当する特例電動キックボードが含まれることとなり、更に、特例電動キックボードの車体の大きさ及び構造の基準については告示で定められており、この基準を満たすものは同表小型特殊自動車の項に規定する小型特殊自動車の車体の大きさ等の基準を満た

すことから、自動車に該当する特例電動キックボードについては、小型特殊自動車に該当することとなる。

(イ) 押して歩いている者を歩行者とする規定の読替え（府令第1条の5関係）

押して歩いている者を歩行者とする車両の車体の大きさ及び構造の基準として、

○ 一定の大きさ以下の四輪以上の自転車であることが規定されている（道路交通法第2条第3項第2号及び府令第1条の5）ところ、特例府令により、当該基準は、

○ 特例電動キックボード又は一定の大きさ以下の四輪以上の自転車であること
となることから、

○ 特例電動キックボードを押して歩いている者
については、

○ 歩行者
とされることとなる。

(ウ) 自転車道を通行可能な車両に係る規定の読替え（府令第5条の3関係）

自転車道を通行することができる車両の車体の大きさ等の基準として、

○ 一定の大きさ以下の四輪以上の自転車であることが規定されている（道路交通法第17条第3項及び府令第5条の3）ところ、特例府令により、当該基準は、

○ 特例電動キックボード又は一定の大きさ以下の四輪以上の自転車であること
となることから、特例電動キックボードも自転車道の通行が可能となる。

イ 留意事項

○ 前記の読替えにより、特例電動キックボードは、実施区域内を通行するときには小型特殊自動車に該当することから、運転者は、小型特殊自動車を運転することができる免許を受けていなければならない。また、小型特殊自動車に該当することにより、特例電動キックボードの運転者は、実施区域内を通行するときには、乗車用ヘルメットの着用が道路交通法上義務付けられないこととなる。

○ 特例電動キックボードは、実施区域内の道路において右折するときには、車両通行帯の数にかかわらず、小型特殊自動車として、いわゆる「小回り右折」を行わなければならない。

○ 今回の特例措置は、道路交通法上の特例措置を講ずるものであり、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）上の車両区分については従前のとおりとなる。

- 特例電動キックボードを押し歩いている者については、当該電動キックボードの機体の電源が入っているか否かにかかわらず、アクセルを操作していないのであれば、歩行者に当たることとなる。

(3) 標識標示令の規定の読替え

ア 内容

特例命令により、実施区域において標識標示令が読み替えられ、特例電動キックボードは、下記(ア)～(ウ)の特例を受けることとなる。

(ア) 自転車一方通行に係る規定の読替え（標識標示令別表第1規制標識の部分関係）

標識標示令別表第1規制標識の部分自転車一方通行の項において、自転車一方通行の標識の表示する意味は、道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項の規定に基づき、又は道路交通法第8条第1項の道路標識により、

- 標示板の矢印が示す方向の反対方向にする自転車の通行を禁止することとされているが、特例命令により、

- 標示板の矢印が示す方向の反対方向にする自転車及び特例電動キックボードの通行を禁止することとなる。

(イ) 専用通行帯及び普通自転車専用通行帯に係る規定の読替え（標識標示令別表第1規制標識の部分及び別表第5規制標示の部分関係）

標識標示令別表第1規制標識の部分専用通行帯の項及び別表第5規制標示の部分専用通行帯の項において、専用通行帯の標識及び標示の表示する意味は、道路交通法第20条第2項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、特定の車両が通行しなければならない車両通行帯を指定し、かつ、他の車両が通行しなければならない車両通行帯として専用通行帯以外の車両通行帯を指定することとされており、当該特定の車両が普通自転車である場合には、ここでの「他の車両」から、

- 軽車両

を除くこととされているが、特例命令により、

- 軽車両及び特例電動キックボード

を除くこととなる。

また、標識標示令別表第1規制標識の部分普通自転車専用通行帯の項において、普通自転車専用通行帯の標識の表示する意味は、道路交通法第20条第2項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、普通自転車が通行しなければならない車両通行帯を指定し、かつ、

○ 軽車両以外の車両が通行しなければならない車両通行帯として普通自転車専用通行帯以外の車両通行帯を指定することとされているが、特例命令により、

○ 軽車両及び特例電動キックボード以外の車両が通行しなければならない車両通行帯として普通自転車専用通行帯以外の車両通行帯を指定することとなる。

(ウ) 一方通行に係る規定の読替え（標識標示令別表第1 補助標識の部分関係）

「車両進入禁止」、「指定方向外進行禁止」及び「一方通行」を表示する本標識に附置されている「車両の種類（503－A・B）」を表示する補助標識のうち、

○ 普通自転車が当該本標識が表示する交通の規制の対象となる車両でないことを示している

ものについては、特例命令により、

○ 特例電動キックボードについても当該本標識が表示する交通の規制の対象となる車両でないことを示す

ものとなる。

イ 佐賀県公安委員会の意思決定に係る所要の措置

ア(ア)のとおり、特例命令により、実施区域において、標識標示令に規定する規制標識「自転車一方通行」の表示する意味が読み替えられ、自転車と同様に特例電動キックボードも、標示板の矢印が示す方向の反対方向にする通行が禁止されることとなる。

また、ア(イ)のとおり、特例命令により、実施区域において、標識標示令に規定する規制標識「専用通行帯」及び規制標示「専用通行帯」並びに規制標識「普通自転車専用通行帯」の表示する意味が読み替えられ、軽車両と同様に特例電動キックボードも当該区域における専用通行帯（特定の車両が普通自転車である場合に限る。以下同じ。）及び普通自転車専用通行帯を通行できることとなる。

加えて、ア(ウ)のとおり、実施区域において、「車両進入禁止」、「指定方向外進行禁止」及び「一方通行」を表示する本標識に附置されている「車両の種類（503－A・B）」を表示する補助標識（普通自転車が当該本標識が表示する交通規制の対象となる車両でないことを示しているものに限る。以下同じ。）が読み替えられ、普通自転車と同様に特例電動キックボードも、一方通行路に係る交通規制の対象外となる。

この点、当該区域における自転車一方通行を表示する規制標識、専用通行帯を表示する規制標識及び規制標示並びに普通自転車専用通行帯を表示する規制標識、「車両進入禁止」、「指定方向外進行禁止」及び「一方通行」を表示する本標識に附置されている「車両の種類（503－A・B）」を表示する補助標識の意味が

佐賀県公安委員会が行った従前の意思決定の内容と異なることとなるため、これらの規制標識等による交通規制は、特例命令により読み替えられた交通規制として、意思決定の変更を行うこと。

ウ 対応上の留意事項

新事業活動計画の認定を受けた者が、新事業活動を実施する区域における専用通行帯若しくは普通自転車専用通行帯又は一方通行路を特例電動キックボードが通行する旨を周知するに当たり、他の道路の利用者の安全を確保する観点から必要と認められる事項を助言されたい。

3 その他

国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令に規定する原動機付自転車に係る国家公安委員会が定める基準を定める件（令和2年国家公安委員会告示第43号）は、廃止された。

（別添 省略）